

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年12月15日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジェフリー・ラドクリフ
(Geoffrey Radcliffe)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、
ユージン・リュペール通り 2 - 4 番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中 野 春 芽
同 十 枝 美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中 野 春 芽
同 十 枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

ブラックロック・グローバル・ファンズ（BLACKROCK GLOBAL FUNDS）（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるサステイナブル・ワールド・ボンド・ファンド（Sustainable World Bond Fund）（以下「サブ・ファンド」ということがあります。）（注）の投資方針、分配方針および投資制限等に関して、以下のとおり重要な変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

（注）サブ・ファンドの名称は、2022年12月15日付で「ワールド・ボンド・ファンド（World Bond Fund）」から「サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンド（Sustainable World Bond Fund）」に変更されました。

2【報告内容】

（1）サブ・ファンドの投資方針、分配方針および投資制限等が、以下のとおり変更されました。

（注）変更箇所には下線を付しています。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

<変更前>

各サブ・ファンドの具体的な投資目的および方針は、サブ・ファンドの設定時に取締役会により決定される。各サブ・ファンドの投資は、ファンドの英文目論見書記載の許可される投資に従って行われる。

投資運用会社の裁量により、サブ・ファンドは、ヘッジ目的またはリスク管理目的のみならず総収益を増加するためにも金融派生商品および一定の為替戦略等の投資運用技法を利用することができる。サブ・ファンドは、それぞれの投資目的および方針に従い、投資目的または効率的なポートフォリオ運用のためにデリバティブを利用することができる。

デリバティブ投資には、個別契約ならびにその他の固定金利、株式およびクレジット・デリバティブによる先物、オプション、差金決済取引、金融商品の先渡契約および当該契約にかかるオプション、モーゲージTBAおよびスワップ契約（クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む。）が含まれる。別紙3には、各サブ・ファンドについて、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引に服する可能性がある純資産価額の割合の最大値と予想値が記載されている。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因（市況を含むが、これらに限定されない。）に依拠して、徐々に変化することがある。

投資運用会社の裁量により、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的の充足を促進するため、および/または効率的なポートフォリオ運用の一環として、証券金融取引を用いる。

（中略）

いずれかの投資戦略および/またはいずれかのサブ・ファンドが「能力限界」となることがある。これは、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの投資戦略が、サブ・ファンドについての適切な投資を見出し、またはその既存の投資対象を効率的に運用するため、その能力に影響を及ぼすと運用会社および/または投資顧問会社が判断する規模に達した場合、投資証券の購入制限を行うことが当該サブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドの投資主の利益となる場合（一例としてかかる場合を含むが、かかる場合に限られない。）、取締役会がかかる制限により影響を受けるサブ・ファンドの投資証券の購入の制限を決定することができることである。詳細は、後記「第二部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 1 申込（販売）手続等 海外における販売手続等」を参照のこと。

ワールド・ボンド・ファンドは、トータル・リターンを最大限にすることを追求する。サブ・ファンドは、少なくとも総資産の70%を譲渡性のある投資適格債券に投資する。為替リスク(エクスポージャー)は、柔軟に管理される。

サブ・ファンドはC I B Mファンドであり、国外投資者アクセス制度および/またはボンド・コネクトおよび/または関連する規制により随時認められるその他の手段を通じて、中国インターバンク債券市場における中国本土に流通する国内債券に対して総資産の20%を超えて直接的なエクスポージャーを得ることができない。

投資目的の一環として、サブ・ファンドは、投資格付の有無にかかわらず、A B SおよびM B Sにその総資産の50%まで投資することができる。これらには、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー、債務担保証券、不動産抵当証書担保債券、商業モーゲージ・バック証券、クレジットリンク債、不動産担保ローン投資、住宅モーゲージ・バック証券および統合債務担保証券が含まれる。A B SおよびM B Sの裏付となる資産は、A B Sの場合にはクレジットカード債権、自動車ローンおよび学生ローンのような、またM B Sの場合には規定・認可金融機関から発行される商業モーゲージおよび住宅ローンのような、ローン、リースまたは債権が含まれる。サブ・ファンドが投資するA B SおよびM B Sは、投資者へのリターン増加のためレバレッジを活用することができる。一部のA B Sは、直接有価証券に投資することなく、クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブまたは様々な発行体の有価証券の実績エクスポージャーを獲得するようなデリバティブのバスケットの利用により構築される。

(中略)

なお、ワールド・ボンド・ファンドは、以下の投資ルールが適用される。

- ・ ワールド・ボンド・ファンドの投資方針が、その総資産の70%を特定の種類または範囲の投資対象に投資するものとされる場合、その総資産の残りの30%の範囲内で、個別の投資方針に追加の制限を含まない限り、世界経済のあらゆる分野であらゆる規模の企業または発行体の金融商品に投資されることがある。しかし、ワールド・ボンド・ファンドの場合、その総資産の10%を超えて株式に対して投資することができない。

(中略)

- ・ 上記投資割合(%)は、通常市場状況下においてのみ適用され、投資証券の発行、乗換えまたは買戻しにより生じる流動性および/または市場リスク回避手段に従うものとする。
- ・ ワールド・ボンド・ファンドは、その投資目的に別段の記載のない限り、現金または現金同等物を付随的に所有することができる。
- ・ ワールド・ボンド・ファンドは、為替取引を含む投資制限に規定されているデリバティブ手法を使用することができる。
- ・ サブ・ファンドがデリバティブに投資した場合、かかるデリバティブのポジションに対するカバーは現金またはその他の流動資産で保持される。
- ・ ワールド・ボンド・ファンドは、規制された市場として認知されているM I C E X - R T S証券取引所に上場されている証券への投資を除き、常に10%を上限として、ロシアへの投資を行うことができる。
- ・ ワールド・ボンド・ファンドが、当初公募証券および新規発行債務証券に投資する場合、当初公募または新規発行債務の有価証券の価格は、しばしば、より古い既存の証券よりも大きく予測不可能な価格変動を示す。

(中略)

S F D R

(中略)

第9条ファンドとは、サステイナブル投資をその投資目的とする投資ファンドをいう。

ワールド・ボンド・ファンドは、第6条ファンドに分類される。

ブラックロック・グループは、関連する情報が入手可能な場合には、第三者のマネジャーを含む、委託先マネジャーのグッド・ガバナンス評価の枠組みを評価する。

(中略)

タクソノミー規則

第6条ファンドの場合

ワールド・ボンド・ファンドを含む第6条ファンドの投資対象については、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない。

中国インターバンク債券市場

(中略)

欧州議会および理事会の規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。)

(中略)

ベンチマーク規則登録簿に記載されたベンチマーク管理者のリストは、ESMAのウェブサイト(www.esma.europa.eu)において入手可能である。2019年9月1日現在、以下の管理者がベンチマーク規則登録簿に記載されている。

・MSCIリミテッド

- ・IHSマークイット・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド
- ・ICEデータ・インディシーズLLC
- ・FTSEインターナショナル・リミテッド
- ・S&Pダウ・ジョーンズ・インディシーズLLC
- ・STOXXリミテッド
- ・SIXフィナンシャル・インフォメーション・ノーディックAB

ベンチマーク規則登録簿に記載されていないベンチマーク管理者は、ベンチマーク規則に規定された移行期間に基づきベンチマーク指数の提供を継続する。こうしたベンチマーク管理者は、移行期間が終了する2020年1月1日までに、ベンチマーク規則の要件に従い、ベンチマーク管理者としての認可または登録の申請書を提出することが予想される。運用会社は、ベンチマーク規則登録簿を注視し、変更がある場合には、上記の情報を次の機会に更新する。ファンドは、ベンチマークの重大な変更または提供停止の場合にファンドがとるべき対応について記載した堅固な計画書を策定しており、これを維持する。かかる計画書は、ファンドの登録上の事務所において請求に基づき無料で入手可能である。

ワールド・ボンド・ファンド

用いられるリスク管理方法：ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・米ドルヘッジ・インデックスを適切なベンチマークとして用いる、相対VaR

サブ・ファンドのレバレッジの予想水準：純資産価額の250%

ベンチマークの使用：サブ・ファンドは積極的に運用されており、投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有している。その際、投資顧問会社は、サブ・ファンドのポートフォリオの構築時にリスク管理目的でブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・米ドルヘッジ・インデックス(「本インデックス」)を参照し、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に照らしてサブ・ファンドが負うアクティブ・リスク(すなわち本インデックスからの乖離の程度)が引き続き適切であることを確保する。投資顧問会社は、投資対象を選択する際に本インデックスの構成銘柄または加重に拘束されない。また、投資顧問会社は、特定の投資機会を活用するために、独自の裁量を用いて本インデックスに含まれない有価証券に投資することができる。しかし、投資目的および投資方針の信用格付要件によって、ポートフォリオの保有銘柄が本インデックスから乖離する範囲が限定されることがある。本インデックスは、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するために投資者において使用すべきである。

< 変更後 >

各サブ・ファンドの具体的な投資目的および方針は、サブ・ファンドの設定時に取締役会により決定される。各サブ・ファンドの投資は、ファンドの英文目論見書記載の許可される投資に従って行われる。

投資顧問会社の裁量により、サブ・ファンドは、ヘッジ目的またはリスク管理目的のみならず総収益を増加するためにも金融派生商品および一定の為替戦略等の投資運用技法を利用する。サブ・ファンドは、それぞれの投資目的および方針に従い、投資目的または効率的なポートフォリオ運用のためにデリバティブを利用することができる。

デリバティブ投資には、個別契約ならびにその他の固定金利、株式およびクレジット・デリバティブによる先物、オプション、差金決済取引、金融商品の先渡契約および当該契約にかかるオプション、モーゲージTBAおよびスワップ契約(クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む。)が含まれる。別紙3には、各サブ・ファンドについて、トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引に服する可能性がある純資産価額の割合の最大値と予想値が記載されている。予想値は上限ではなく、実際の割合は、様々な要因(市況を含むが、これらに限定されない。)に依拠して、徐々に変化することがある。

投資顧問会社の裁量により、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的の充足を促進するため、および/または効率的なポートフォリオ運用の一環として、証券金融取引を用いる。

(中略)

いずれかの投資戦略および/またはいずれかのサブ・ファンドが「能力限界」となることがある。これは、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの投資戦略が、サブ・ファンドについての適切な投資を見出し、またはその既存の投資対象を効率的に運用するため、その能力に影響を及ぼすと運用会社および/または投資顧問会社が判断する規模に達した場合、投資証券の購入制限を行うことが当該サブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドの投資主の利益となる場合(一例としてかかる場合を含むが、かかる場合に限られない。)、取締役会がかかる制限により影響を受けるサブ・ファンドの投資証券の購入の制限を決定することができることである。詳細は、後記「第二部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 1 申込(販売)手続等 海外における販売手続等」を参照のこと。

サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンドは、環境・社会・ガバナンス(以下「ESG」という。)を重視した投資の原則に従った方法により、トータル・リターンを最大限にすることを追求する。サブ・ファンドは、少なくとも総資産の70%を譲渡性のある投資適格債券に投資する。為替リスク(エクスポージャー)は、柔軟に管理される。

サブ・ファンドはCIBMファンドであり、国外投資者アクセス制度および/またはボンド・コネクトおよび/または関連する規制により随時認められるその他の手段を通じて、中国インターバンク債券市場における中国本土に流通する国内債券に対して総資産の20%を超えて直接的なエクスポージャーを得ることができない。

サブ・ファンドは、サステイナブル投資対象(「グリーンボンド」(国際資本市場協会のグリーンボンド原則に従った独自の手法により定義される。))を含むがこれに限られない。)への投資を追求し、サブ・ファンドの総資産は、後記のESG方針に従って投資される。

投資目的の一環として、サブ・ファンドは、投資格付の有無にかかわらず、ABSおよびMBSにその総資産の50%まで投資することができる。これらには、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー、債務担保証券、不動産抵当証書担保債券、商業モーゲージ・バック証券、クレジットリンク債、不動産担保ローン投資、住宅モーゲージ・バック証券および統合債務担保証券が含まれる。ABSおよびMBSの裏付となる資産は、ABSの場合にはクレジットカード債権、自動車ローンおよび学生ローンのような、またMBSの場合には規定・認可金融機関から発行される商業モーゲージおよび住宅ローンのような、ローン、リースまたは債権が含まれる。サブ・ファンドが投資するABSおよびMBSは、投資者へのリターン増加のためレバレッジを活用することができる。一部のABSは、直接有価証券に投資することなく、クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブまたは様々な発行体の有価証券の実績エクスポージャーを獲得するようなデリバティブのバスケットの利用により構築される。

(中略)

なお、サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンドは、以下の投資ルールが適用される。

- ・ サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンドの投資方針が、その総資産の70%を特定の種類または範囲の投資対象に投資するものとされる場合、その総資産の残りの30%の範囲内で、個別の投資方針に追加の制限を含まない限り、世界経済のあらゆる分野であらゆる規模の企業または発行体の金融商品に投資されることがある。しかし、サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンドの場合、その総資産の10%を超えて株式に対して投資することができない。

(中略)

- ・ 上記投資割合(%)は、通常の市場状況下においてのみ適用され、投資証券の発行、乗換えまたは買戻しにより生じる流動性および/または市場リスク回避手段に従うものとする。
- ・ サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンドは、その投資目的に別段の記載のない限り、現金または現金同等物を付随的に所有することができる。
- ・ サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンドは、為替取引を含む投資制限に規定されているデリバティブ手法を使用することができる。
- ・ サブ・ファンドがデリバティブに投資した場合、かかるデリバティブのポジションに対するカバーは現金またはその他の流動資産で保持される。
- ・ サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンドは、規制された市場として認知されているM I C E X - R T S証券取引所に上場されている証券への投資を除き、常に10%を上限として、ロシアへの投資を行うことができる。
- ・ サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンドが、当初公募証券および新規発行債務証券に投資する場合、当初公募または新規発行債務の有価証券の価格は、しばしば、より古い既存の証券よりも大きく予測不可能な価格変動を示す。

(中略)

S F D R

(中略)

第9条ファンドとは、サステイナブル投資をその投資目的とする投資ファンドをいう。

サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンドは、第8条ファンドに分類される。

サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンドを含む第8条ファンドおよび第9条ファンドのすべてについて、ブラックロック・グループは、関連するデータが利用可能な場合には、また対象となる投資の種類に応じて、S F D Rに概説されているグッド・ガバナンスの基準に従って、対象となる企業への投資を評価している。これらの基準は、健全な経営体制、従業員との関係、従業員の報酬および税務コンプライアンスに関連するものである。ブラックロック・グループは、サブ・ファンドに適用される特定のE S G戦略に応じて、対象となる発行体の持続可能性関連の特性の評価において、グッド・ガバナンスに関連するその他の要因を考慮することがある。

ブラックロック・グループは、関連する情報が入手可能な場合には、第三者のマネジャーを含む、委託先マネジャーのグッド・ガバナンス評価の枠組みを評価する。

(中略)

タクソノミー規則

第8条ファンドおよび第9条ファンドの場合(サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンドを含む。)

第8条ファンドおよび第9条ファンドには、当該第8条ファンドおよび第9条ファンドのために選択された、タクソノミー規則第3条に基づく環境的に持続可能な経済活動(以下「環境的に持続可能な経済活動」という。)への投資の割合(タクソノミー規則の定義する実現活動(enabling activities)および移行活動(transitional activities)の割合の詳細を含む。)を開示することが義務づけられる。

技術審査基準(T S C)は、2021年12月9日に最終決定がなされ(最初の二つのタクソノミー環境目標である気候変動の緩和および気候変動への適応に関するものである。)、残る四つのタクソノミー環境目標はまだ施行されていない。これらの詳細な基準は、各投資について、複数の具体的な

データポイントが利用可能であることを必要とする。英文目論見書の日付現在において、ブラックロック・グループがT S Cを用いた投資評価を行うことを可能とする、信頼できて適時かつ検証可能で利用可能データは十分に存在しない。

更に、環境的に持続可能な投資の割合の計算方法およびこれらの開示のためのテンプレートを定める、S F D Rに基づく規制技術基準(R T S)は、まだ効力発生していない。英文目論見書の日付現在において、ブラックロック・グループは、サブ・ファンドのタクソノミー適合性について標準化された比較可能な開示を提供することができない。

ブラックロック・グループは、タクソノミー規則第9条に定める環境目標について、ならびに当該第8条ファンドおよび第9条ファンドの投資対象がどのように、またどの程度、環境的に持続可能な経済活動に関連するかについて、信頼できるデータを自らが収集することはできないと考えている。したがって、これらの第8条ファンドおよび第9条ファンドは、上記で言及された活動への投資を行うことができるものの、現在のところ、環境的に持続可能な経済活動に関するE Uの基準に沿った投資対象に、その資産の0%を超えて投資を行うことを約束するものではない。

ブラックロック・グループは、状況を積極的に注視しており、サブ・ファンドの投資に関する信頼できて適時かつ検証可能なデータを十分に入手したと(その裁量により)評価した際には、上記の点について更新するものとし、その際には英文目論見書または関連ある補足書類を適宜更新する。より詳細な情報については、ウェブサイト

(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/prospectus/eu-taxonomy.pdf>)を参照のこと。

ブラックロックE M E Aベースライン・スクリーン・ポリシー

ベースライン・スクリーン・ポリシーがサブ・ファンドに適用される場合、投資顧問会社は、以下を含むがこれらに限定されない特定のセクター(特定の収益基準が設定される場合もある。)にエクスポージャーまたは関連を有すると投資顧問会社が判断する法人発行体に対する直接投資(該当する場合)を制限および/または除外することを追求する。

- () 論争となっている兵器の製造
- () 一般市民への小売を目的とした銃器または小火器弾薬の販売または製造
- () 特定の種類の化石燃料の抽出および/またはそれらを原料とした発電
- () たばこ製品の生産またはたばこ関連製品に関する特定の活動
- () 深刻な論争に巻き込まれているか、または自身の商慣行および企業活動に関する世界的に認められた規範に違反していると見なされる企業

投資顧問会社は、E S G基準の分析を行うために、投資顧問会社および/もしくはその関連会社が社内で作成したデータ、または1社もしくは複数の第三者E S G調査会社が提供したデータを使用することがある。

投資時点で適合していた既存の持分がその後不適格となった場合、合理的な期間内に売却される。

E S Gファンドは、上記のE S G基準を充足しない発行体に対して限定的なエクスポージャー(世界中の政府および機関が発行したデリバティブ、現金および現金同等物、集団投資スキーム(C I S)の投資証券または受益証券、ならびに固定利付証券を含むが、これらに限定されない。)を取得することがある。

投資顧問会社が随時適用する制限および/または除外(特定の限界基準を含む。)の完全なリストについては、ウェブサイト

(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-in-europe-middleeast-and-africa.pdf>)を参照のこと。

投資顧問会社は、データが改善され、このテーマに関する研究がより多く利用可能になるにつれて、ブラックロックE M E Aベースライン・スクリーン・ポリシーが徐々に進化していくと考えている。完全なリストは、投資顧問会社の裁量により随時修正され、(それにより本項の記載が変更される場合を除いて)投資主に通知されることなく実施されることがある。

中国インターバンク債券市場

(中略)

欧州議会および理事会の規則(E U) 2016 / 1011 (以下「ベンチマーク規則」という。)

(中略)

ベンチマーク規則登録簿に記載されたベンチマーク管理者のリストは、ESMAのウェブサイト(www.esma.europa.eu)において入手可能である。2019年9月1日現在、以下の管理者がベンチマーク規則登録簿に記載されている。

- ・ I H S マークイット・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド
- ・ I C E データ・インディシーズ L L C
- ・ F T S E インターナショナル・リミテッド
- ・ S & P ダウ・ジョーンズ・インディシーズ L L C
- ・ S T O X X リミテッド
- ・ S I X フィナンシャル・インフォメーション・ノーディック A B

MSCIリミテッドは現在移行中であり、2024年1月1日以降はEUにおいてベンチマーク規則の要件に従い認可を受ける必要がある。運用会社は、ベンチマーク規則登録簿を注視し、変更がある場合には、上記の情報を次の機会に更新する。ファンドは、ベンチマークの重大な変更または提供停止の場合にファンドがとるべき対応について記載した堅固な計画書を策定しており、これを維持する。かかる計画書は、ファンドの登録上の事務所において請求に基づき無料で入手可能である。

サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンド

用いられるリスク管理方法：ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・米ドルヘッジ・イン

デックスを適切なベンチマークとして用いる、相対V a R

サブ・ファンドのレバレッジの予想水準：純資産価額の250%

E S G方針：サブ・ファンドは、ブラックロックE M E Aベースライン・スクリーン・ポリシーを適用する。

投資顧問会社は、自らが環境および社会にとって利益または費用と定義する、正の外部性または負の外部性と投資の関連性の程度に基づき、投資を評価する独自の手法も使用する。投資顧問会社は、正の外部性と関連しているとみなされる投資対象（炭素排出量の相対的に少ない発行体や良好なE S G認定を有する発行体等）へのエクスポージャーを増やすよう努めるとともに、負の外部性と関連しているとみなされる投資対象へのエクスポージャーを制限するよう努める（賭博関連事業または施設の所有または運営、原子力関連の生産、供給および採掘事業ならびに成人向けエンターテインメント商品の製造に關与する発行体の有価証券への直接投資を制限することを含む。）。

各事業への關与の程度は、収益の割合、固定の総収益基準、または収益額を問わず制限対象活動との関連性に基づき評価され得る。

その他の発行体（すなわち、サブ・ファンドが投資対象から除外していない発行体）は、とりわけ、E S Gを遵守した業務慣行に伴うリスクおよび投資機会を管理する能力、ならびにE S Gリスクおよび投資機会を捉える資質（持続可能な成長に不可欠とされるリーダーシップおよびガバナンスの枠組み、E S Gを取り巻く長期的な課題およびそれが発行体の財務に与える潜在的な影響を戦略的に管理する能力等）に基づいて、投資顧問会社によって評価される。

この分析を行うため、投資顧問会社は、外部のE S G提供者から提供されたデータ、独自のモデルおよび地域の情報機関を利用し、また現地へ訪問することがある。

サブ・ファンドは、（デリバティブやC I Sの投資証券または受益証券等を通じて）前記のE S G基準を満たしていない発行体に対する一定のエクスポージャーを間接的に保有することがある。

サブ・ファンドによるE S Gコミットメントの詳細については、前記のS F D Rの開示を参照されたい。

ベンチマークの使用：サブ・ファンドは積極的に運用されており、投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有している。その際、投資顧問会社は、サブ・ファンドのポートフォリオの構築時にリスク管理目的でブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・米ドルヘッジ・インデックス（「本インデックス」）を参照し、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に照らしてサブ・ファンドが負うアクティブ・リスク（すなわち本インデックスからの乖離の程度）が引き続き適切であることを確保する。投資顧問会社は、投資対象を選択する際に本インデックスの構成銘柄または加重に拘束されない。また、投資顧問会社は、特定の投資機会を活用するために、独自の裁量を用いて本インデックスに含まれない有価証券に投資することができる。しかし、投資目的および投資方針の信用格付要件によって、ポートフォリオの保有銘柄が本インデックスから乖離する範囲が限定されることがある。本インデックスは、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するために投資者において使用すべきである。

(3) 配分方針

< 変更前 >

(前略)

配当の計算

(中略)

基準額以上分配型投資証券	<p>配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。</p> <p>配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることもある。</p> <p>配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。</p>
--------------	---

収益が費用込みで分配される分配型投資証券も総収益分配型投資証券として分類される。総収益分配型投資証券が発行された場合、上記の計算方法は、収益は費用込みで分配されることを反映するために修正される。総収益分配型投資証券は、エクイティ・インカム・ファンドに関して発行される既定の投資証券クラスである。

(後略)

< 変更後 >

(前略)

配当の計算

(中略)

基準額以上分配型投資証券	<p>配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益に基づき、年ベースで分配基準額以上の四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。サブ・ファンドの資産につき生み出された収益が年ベースで分配基準額を超える場合には、四半期毎の配当が分配基準額を超えることがある。</p> <p>配当が年ベースで分配基準額以上となることを確保するため、取締役会の裁量により、元本、純実現および純未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることもある。</p> <p>配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。</p>
未収収益以上分配型投資証券	<p>配当は、一定期間（取締役会により随時決定される。）の予想総収益と純実現キャピタル・ゲインの合計に基づき、年ベースで稼得された未収収益以上となる四半期毎の配当を投資主に提供することを目標として、取締役会の裁量により計算される。</p> <p>取締役会の裁量により、元本ならびに純実現および未実現キャピタル・ゲインを配当することができる。これにより、元本成長の可能性が低まることもある。</p> <p>配当は、四半期末に所有していた投資証券口数に基づき四半期毎に（各暦四半期の最終営業日に）計算され、投資主に分配される。</p>

収益が費用込みで分配される分配型投資証券も総収益分配型投資証券として分類される。総収益分配型投資証券が発行された場合、上記の計算方法は、収益は費用込みで分配されることを反映するために修正される。総収益分配型投資証券は、エクイティ・インカム・ファンドに関して発行される既定の投資証券クラスである。

(後略)

[次へ](#)

(4) 投資制限

<変更前>

(前略)

- 2.3 各サブ・ファンドは、ファンドの他のサブ・ファンド、2.1.6に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入することができる。各サブ・ファンドのUCITS、ファンドの他のサブ・ファンドおよびその他のUCIへの合計投資額は、サブ・ファンドが他のUCITSのファンドに対し投資適格があるとみなされるよう、純資産額の10%を超えないものとする。

(中略)

サブ・ファンドが直接または委託によって、同じ投資運用会社が運用し、または共通の経営もしくは支配または大規模は直接保有もしくは間接保有によってかかる投資運用会社と関連するその他の企業が運用するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、かかる受益証券に関連してファンドに対して申込みまたは買戻しの手数料を徴収してはならない。詳細は、後記「第二部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」を参照のこと。

(中略)

- 2.5 サブ・ファンドは、付随的流動資産を保有することができる。
- 2.6 サブ・ファンドは、下記の制限を超えて一発行体に投資してはならない。

(中略)

- 2.8 ファンドは、
- 2.8.1 同一発行体の無議決権株式を10%以上取得してはならない。

(中略)

- 3.8 店頭金融派生商品取引および効率的なポートフォリオ運用技法のための担保の運用
- 3.8.1 店頭金融派生商品取引およびレポ取引または証券貸付契約等の効率的なポートフォリオ運用技法に関して取得される担保(以下「担保」という。)は、以下の基準を遵守しなければならない。

(中略)

- (e) 分散化：担保は、ある発行体に対する最大エクスポージャーをファンドの純資産価額の20%として、国、市場および発行体の点において十分に分散されることを要する。サブ・ファンドが様々な取引相手方にさらされる場合、一発行体に対する20%のエクスポージャー制限を計算するために、様々な担保のバスケットは合算されることを要する。
- (f) 即時の利用可能性：担保は、取引相手方への照会または取引相手方からの承諾なしに、いつでもファンドが完全に実行できなければならない。

(後略)

<変更後>

(前略)

- 2.3 各サブ・ファンドは、ファンドの他のサブ・ファンド、2.1.6に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を購入することができる。各サブ・ファンドのUCITS、ファンドの他のサブ・ファンドおよびその他のUCIへの合計投資額は、サブ・ファンドが他のUCITSのファンドに対し投資適格があるとみなされるよう、純資産額の10%を超えないものとする。

(中略)

サブ・ファンドが直接または委託によって、同じ投資顧問会社が運用し、または共通の経営もしくは支配または大規模は直接保有もしくは間接保有によってかかる投資顧問会社と関連するその他の企業が運用するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券に投資する場

合、かかる受益証券に関連してファンドに対して申込みまたは買戻しの手数料を徴収してはならない。詳細は、後記「第二部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」を参照のこと。

(中略)

2.5 サブ・ファンドは、経常的もしくは例外的な支払に対応するため、または2010年法第41条第1項に規定された適格資産への再投資に必要な時点において、または不利な市況が生じた場合に厳密に必要な期間において、20%を超えない付随的流動資産(いつでも利用できる銀行の当座預金「一覧払預金」に保有されている現金等)を保有することができる。この制限は、(深刻な金融市場の崩壊等、非常に不利な市況において)取締役会が投資主のために最善と判断した場合、厳密に必要な期間に限り、一時的に超過することができる。

2.6 サブ・ファンドは、下記の制限を超えて一発行体に投資してはならない。

(中略)

2.8 各サブ・ファンドは、

2.8.1 同一発行体の無議決権株式を10%以上取得してはならない。

(中略)

3.8 店頭金融派生商品取引および効率的なポートフォリオ運用技法のための担保の運用

3.8.1 店頭金融派生商品取引およびレポ取引または証券貸付契約等の効率的なポートフォリオ運用技法に関して取得される担保(以下「担保」という。)は、以下の基準を遵守しなければならない。

(中略)

(e) 分散化：担保は、ある発行体に対する最大エクスポージャーをファンドの純資産価額の20%として、国、市場および発行体の点において十分に分散されることを要する。サブ・ファンドが様々な取引相手方にさらされる場合、一発行体に対する20%のエクスポージャー制限を計算するために、様々な担保のバスケットは合算されることを要する。サブ・ファンドは、EU加盟国およびEU加盟国の地方公共団体、ならびに上記2.6.4に定める非加盟国および公的国際機関が発行または保証する、複数の譲渡性のある証券および短期金融商品により、完全に担保されることが可能である。この場合、サブ・ファンドは、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受け取ることを要し、また、単一銘柄の証券が当該サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

(f) 即時の利用可能性：担保は、取引相手方への照会または取引相手方からの承諾なしに、いつでもファンドが完全に実行できなければならない。

(後略)

[次へ](#)

別紙 1

定義

<変更前>

「ブラックロック EMEA
ベースライン・スクリーン・
ポリシー」

(前略)

関連サブ・ファンドにつき、その投資目的および投資方針に記載のある場合、投資顧問会社が適用する制限および/または除外事項をいう。ウェブサイト

(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-ineurope-middleeast-and-africa.pdf>) において入手可能である。

(中略)

「CIBMファンド」

アジアン・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジアン・マルチアセット・インカム・ファンド、アジアン・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケット・インパクト・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ESGアジアン・ボンド・ファンド、ESGグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ESGフィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、ESGグローバル・ボンド・インカム・ファンド、ESGグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、USDドル・ボンド・ファンド、USDドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、ESGエマージング・マーケット・ブレンデッド・ボンド・ファンド、ESGエマージング・マーケット・ボンド・ファンド、ESGエマージング・マーケット・コーポレート・ボンド・ファンド、ESGエマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドおよびワールド・ボンド・ファンドをいう。

「中国証券監督管理委員会」または
「CSRC」

中国証券監督管理委員会、またはその継承者となる中国における有価証券および先物市場の監督機関をいう。

(中略)

「英文目論見書」

随時改訂、修正または補完される英文の販売目論見書をいう。

「QFII」

適格外国機関投資家をいう。

「リザーブ・ファンド」

ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドをいう。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドは、MMF規則に基づく「短期変動純資産価格MMF」(短期MMF)である。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドの投資目的は、この分類を遵守したものとされる予定である。

「人民元」

中国の通貨をいう。

「RQFII」

人民元適格外国機関投資家をいう。

「 <u>RQFII</u> アクセス・ファンド」	<p><u>アジア・ドラゴン・ファンド</u>、<u>アジア・グロース・リーダーズ・ファンド</u>、<u>アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド</u>、<u>アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド</u>、<u>アジア・タイガー・ボンド・ファンド</u>、<u>アジア・マルチアセット・インカム・ファンド</u>、<u>チャイナ・インパクト・ファンド</u>、<u>チャイナ・ファンド</u>、<u>チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド</u>、<u>システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド</u>、<u>チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド</u>、<u>エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド</u>、<u>ESGアジア・ボンド・ファンド</u>、<u>チャイナ・ボンド・ファンド</u>およびマルチ・テーマ・エクイティ・ファンドをいう。</p>
「 <u>RQFII</u> カストディアン」	<p>HSBCバンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド、または<u>RQFII</u>制度を通じて取得した中国A株および/もしくはオンショア人民元債の当該ファンドについてサブ・カストディアンに任命されたものをいう。</p>
「 <u>RQFII</u> ライセンス」	<p>適格な中国の有価証券への<u>RQFII</u>制度を通じた投資を可能にする、中国国外の特定の法域に本拠を置く法人に対して中国証券監督管理委員会より付与されるライセンスをいう。</p>
「 <u>RQFII</u> ライセンス保有者」	<p><u>RQFII</u>ライセンスの保有者をいう。</p>
「SAFE」	<p>中国の国家外貨管理局をいう。 (中略)</p>
「ストック・コネクト・ファンド」	<p><u>アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド</u>、<u>アジア・ドラゴン・ファンド</u>、<u>アジア・グロース・リーダーズ・ファンド</u>、<u>アジア・マルチアセット・インカム・ファンド</u>、<u>アジア・サステイナブル・エクイティ・ファンド</u>、<u>チャイナ・インパクト・ファンド</u>、<u>チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド</u>、<u>チャイナ・ファンド</u>、<u>チャイナ・イノベーション・ファンド</u>、<u>サーキュラー・エコノミー・ファンド</u>、<u>クライメイト・アクション・エクイティ・ファンド</u>、<u>クライメイト・アクション・マルチアセット・ファンド</u>、<u>ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド</u>、<u>エマージング・マーケッツ・ファンド</u>、<u>エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド</u>、<u>エマージング・マーケッツ・サステイナブル・エクイティ・ファンド</u>、<u>フィンテック・ファンド</u>、<u>ESGグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド</u>、<u>ESGマルチアセット・ファンド</u>、<u>フューチャー・コンシューマー・ファンド</u>、<u>フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド</u>、<u>グローバル・アロケーション・ファンド</u>、<u>ESGグローバル・コンサパティブ・インカム・ファンド</u>、<u>グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド</u>、<u>グローバル・エクイティ・インカム・ファンド</u>、<u>グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド</u>、<u>マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド</u>、<u>グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド</u>、<u>システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド</u>、<u>システムチック・グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・ファンド</u>、<u>システムチック・グローバル・スモールキャップ・ファンド</u>、<u>ナチュラル・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド</u>、<u>サステイナブル・エネルギー・ファンド</u>、<u>サステイナブル・グローバル・インフラストラクチャー・ファンド</u>、<u>ネクスト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド</u>、<u>ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド</u>、<u>ニュートリション・ファンド</u>、<u>ワールド・エネルギー・ファンド</u>、<u>ワールド・フィナンシャルズ・ファンド</u>、<u>ワールド・ゴールド・ファンド</u>、<u>ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド</u>、<u>ワールド・マイニング・ファンド</u>、<u>ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンド</u>および<u>ワールド・テクノロジー・ファンド</u>をいう。</p>
「サステイナブル投資」または「持続可能な投資」	<p>適用法令を考慮した上でブラックロック・グループが持続可能な(サステイナブル)投資と見做す投資をいう。 (中略)</p>

「英国報告ファンド」

2009年11月に連合王国政府が制定した規則2009 / 3001(オフショア・ファンド(タックス)レギュレーションズ2009)は、オフショア・ファンドへの投資の課税について枠組みを規定するものであり、またファンドが報告制度を選択するか(以下「英国報告ファンド」という。)否か(以下「非英国報告ファンド」という。)を参照することにより運営する。英国報告ファンド制度のもと、英国報告ファンドへの投資者は、サブ・ファンドにおける自己の持分に帰属する英国報告ファンドの所得の割当分について、分配されるか否かにかかわらず、課税されるが、自己の持分の処分に係る利益は、キャピタル・ゲイン税を課される。

英国報告ファンド制度は、2010年9月1日以降ファンドに適用されている。現時点において英国報告ファンドの地位を有するサブ・ファンドのリストは、<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-funds-list-of-reporting-funds>において入手可能である。

< 変更後 >

「ブラックロック EMEA
ベースライン・スクリーン・
ポリシー」

(前略)

関連サブ・ファンドにつき、その投資目的および投資方針に記載のある場合、投資顧問会社が適用する制限および/または除外事項をいう。ウェブサイト

(<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-in-europe-middleeast-and-africa.pdf>)において入手可能である。

(中略)

「CIBMファンド」

アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、クライメイト・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド、エマージング・マーケッツ・コーポレート・ボンド・ファンド、エマージング・マーケッツ・インパクト・ボンド・ファンド、エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ESGグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、インパクト・ボンド・ファンド、サステイナブル・アジア・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケッツ・ブレンデッド・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケッツ・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケッツ・コーポレート・ボンド・ファンド、サステイナブル・エマージング・マーケッツ・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、サステイナブル・フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、サステイナブル・グローバル・ボンド・インカム・ファンド、サステイナブル・グローバル・アロケーション・ファンド、サステイナブル・ワールド・ボンド・ファンド、システマチック・グローバル・サステイナブル・インカム & グロース・ファンド、USドル・ボンド・ファンドおよびUSドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンドをいう。

「CIS」

集団投資スキームをいう。

「中国証券監督管理委員会」または
「CSRC」

中国証券監督管理委員会、またはその継承者となる中国における有価証券および先物市場の監督機関をいう。

(中略)

「英文目論見書」	随時改訂、修正または補完される英文の販売目論見書をいう。
「リザーブ・ファンド」	ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドをいう。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドは、MMF規則に基づく「短期変動純資産価格MMF」(短期MMF)である。ユーロ・リザーブ・ファンドおよび米ドル・リザーブ・ファンドの投資目的は、この分類を遵守したものとなる予定である。
「人民元」	中国の通貨をいう。
「QFI」	<u>随時改正される中国の関連する規制に従い承認された適格外国投資家(該当する場合、適格外国機関投資家(以下「QFI」という。)および人民元適格外国機関投資家(以下「RQFI」という。)を含む。)をいう。</u>
「QFIアクセス・ファンド」	<u>アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド、アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・タイガー・ボンド・ファンド、チャイナ・ボンド・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・インパクト・ファンド、チャイナ・オンショア・ボンド・ファンド、エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、サステイナブル・アジア・ボンド・ファンドおよびシステムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンドをいう。</u>
「QFIカストディアン」	HSBCバンク(チャイナ)カンパニー・リミテッド、またはQFI制度を通じて取得した中国A株およびノもしくはオンショア人民元債の当該ファンドについてサブ・カストディアンに任命されたものをいう。
「QFIライセンス」	適格な中国の有価証券へのQFI制度を通じた投資を可能にする、中国国外の特定の法域に本拠を置く法人に対して中国証券監督管理委員会より付与されるライセンスをいう。
「QFIライセンス保有者」	QFIライセンスの保有者をいう。
「SAFE」	中国の国家外貨管理局をいう。 (中略)

「ストック・コネクト・ファンド」

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、アジア・ドラゴン・ファンド、アジア・グロース・リーダーズ・ファンド、アジア・マルチアセット・インカム・ファンド、アジア・サステイナブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・フレキシブル・エクイティ・ファンド、チャイナ・ファンド、チャイナ・インバクト・ファンド、チャイナ・イノベーション・ファンド、サーキュラー・エコノミー・ファンド、クライメイト・アクション・エクイティ・ファンド、クライメイト・アクション・マルチアセット・ファンド、クライメイト・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド、ダイナミック・ハイ・インカム・ファンド、エマージング・マーケッツ・エクイティ・インカム・ファンド、エマージング・マーケッツ・ファンド、エマージング・マーケッツ・サステイナブル・エクイティ・ファンド、ESGグローバル・コンサバティブ・インカム・ファンド、ESGグローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、ESGマルチアセット・ファンド、フィンテック・ファンド、フューチャー・コンシューマー・ファンド、フューチャー・オブ・トランスポート・ファンド、グローバル・アロケーション・ファンド、グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンド、グローバル・マルチアセット・インカム・ファンド、グローバル・ロング・ホライズン・エクイティ・ファンド、マルチ・テーマ・エクイティ・ファンド、ナチュラリ・リソース・グロース・アンド・インカム・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・ヘルスケア・ファンド、ネクスト・ジェネレーション・テクノロジー・ファンド、ニュートリション・ファンド、サステイナブル・エネルギー・ファンド、サステイナブル・グローバル・アロケーション・ファンド、サステイナブル・グローバル・インフラストラクチャー・ファンド、システムチック・チャイナ・A株式・オポチュニティーズ・ファンド、システムチック・グローバル・エクイティ・ハイ・インカム・ファンド、システムチック・グローバル・サステイナブル・インカム&グロース・ファンド、ワールド・エネルギー・ファンド、ワールド・フィナンシャルズ・ファンド、ワールド・ゴールド・ファンド、ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド、ワールド・マイニング・ファンド、ワールド・リアル・エステート・セキュリティーズ・ファンドおよびワールド・テクノロジー・ファンドをいう。

(中略)

「サステイナブル投資」または「持続可能な投資」

適用法令を考慮した上でブラックロック・グループが持続可能な(サステイナブル)投資と見做し、重大な悪影響を及ぼさないと評価する投資をいう。

(中略)

「英国報告ファンド」

2009年11月に連合王国政府が制定した規則2009/3001(オフショア・ファンド(タックス)レギュレーションズ2009)は、オフショア・ファンドへの投資の課税について枠組みを規定するものであり、またファンドが報告制度を選択するか(以下「英国報告ファンド」という。)否か(以下「非英国報告ファンド」という。)を参照することにより運営する。英国報告ファンド制度のもと、英国報告ファンドへの投資者は、サブ・ファンドにおける自己の持分に帰属する英国報告ファンドの所得の割当分について、分配されるか否かにかかわらず、課税されるが、自己の持分の処分に係る利益は、キャピタル・ゲイン税を課される。

英国報告ファンド制度は、2010年9月1日以降ファンドに適用されている。現時点において英国報告ファンドの地位を有するサブ・ファンドのリストは、<https://www.gov.uk/government/publications/offshore-funds-list-of-reporting-fund>において入手可能である。

(2) 当該変更の年月日

2022年12月15日